

官報

平成十二年五月十二日

第百四十七回 衆議院會議録 第三十三号

平成十二年五月十二日(金曜日)

議事日程 第二十九号

平成十二年五月十二日

午後一時開議

- 第一 児童虐待の防止等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)
- 第二 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 児童虐待の防止等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)
 - 日程第二 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)
- 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 児童虐待の防止等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、児童虐待の防止等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。青少年問題に関する特別委員長富田茂之君。

児童虐待の防止等に関する法律案(本号末尾に掲載)

〔富田茂之君登壇〕
○富田茂之君 ただいま議題となりました児童虐待の防止等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

近年、我が国においては、親など保護者による児童虐待事件が多発し、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど深刻な社会問題となっております。

本案は、本問題の早期解決の緊急性にかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定め、児童虐待の防止等に関する施策の促進を図ろうとするものであります。

その主な内容は、
第一は、この法律において、児童虐待の定義をすること、何人も、児童に対し、虐待をしてはならないものとする、
第二は、国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化等必要な体制の整備に努めるものとする、

第三は、学校の教職員、医師等の職務上児童虐待を発見しやすい立場にある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならないものとする、
第四は、児童相談所長は、児童虐待の通告または送致を受けたときは、速やかに児童の安全を確認し、必要に応じ一時保護を行うものとし、都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員等をして、児童の住所等への立入調査をさせることができるものとした上で、これらの職務の執行を行う者は必要に応じ警察官の援助を求めることができるものとする、

第五は、児童虐待を行った保護者は、児童福祉法による児童福祉司等の指導の措置がとられた場合において、当該指導を受けなければならないものとすること、
第六は、児童相談所長等は、児童虐待を受けた児童についてその保護者の意に反して児童福祉法による施設への入所等の措置がとられた場合において、当該保護者と当該児童との面会または通信を制限することができるものとする、
第七は、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならないこと

としております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上が、本案の提案の趣旨及びその内容であります。

本案は、昨十一日、青少年問題に関する特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、漁港法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長松岡利勝君。

漁港法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔松岡利勝君登壇〕
○松岡利勝君 ただいま議題となりました漁港法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方分権の推進を図るため、漁港の指定権限の一部を市町村長及び都道府県知事に委譲する等の措置を講ずるほか、漁港の適正な維持管理を図るため、漁港の区域内における船舶の放置

平成十二年五月十二日 衆議院會議録第三十三号

等を規制する等の措置を講ずるとともに、相手方を確知できない場合の監督処分の手続を設けるものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に関する特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案 企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案外一案

二

○議長(伊藤宗一郎君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に関する特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長江口一雄君。

〔本号末尾に掲載〕

〔江口一雄君登壇〕

○江口一雄君 ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に関する特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都道府県は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないものとし、国及び都道府県はその達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする、

第二に、廃棄物処理センターについて、国または地方公共団体の出資に係る法人等を指定の対象とする、

第三に、民間の優良な産業廃棄物の処理施設の整備を促進するため、一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設について支援措置を講ずること、

第四に、廃棄物処理業の許可等について、暴力団員であること等を欠格要件に加えるとともに、廃棄物処理施設の譲り受けに許可制を設けること、

第五に、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、産業廃棄物管理票制度の見直しを行い、これに違反した者を原状回復の措置命令の対象とする

とともに、排出事業者が適正な対価を負担していないとき等の場合には措置命令の対象とすることなどであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)

のであります。

両法律案は、去る四月二十日に付託され、翌日牧野労働大臣及び提出者大森猛君よりそれぞれ提案理由の説明を聴取し、二十八日に質疑に入り、合併、営業譲渡も含めた企業組織の再編に伴う労働者保護法制度の整備の必要性、企業組織の再編の際の事前の労使協議の法的義務づけの必要性、企業組織の再編を理由とする労働条件の不利益変更はできないことを指針に明記することの必要性等について、熱心な質疑が行われました。

本日、内閣提出の会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案に対し、分割に当たり、分割会社は、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めることを義務づける内容の修正案が提出され、両法律案及び修正案に対する質疑を終了いたしました。

討論の後、まず、大森猛君外一名提出の企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案につきまして、採決の結果、本案は賛成多数をもって否決すべきものと議決し、次に、内閣提出の会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案につきまして、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、大森猛君外一名提出、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。

この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、内閣提出、会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席閣僚大臣

法務大臣 白井日出男君
厚生大臣 丹羽雄哉君
農林水産大臣 玉沢徳一郎君
労働大臣 牧野 隆守君

○議長報告

(条約送付及び通知)

一、昨十一日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

就業が認められるための最低年齢に関する条約(第百二十八号)の締結について承認を求めるの件

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(法律公布案上及び通知)

一、昨十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

悪臭防止法の一部を改正する法律

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

港湾運送事業法の一部を改正する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 本部長 佳昭君
藤本 孝雄君
御法川英文君
安住 淳君
佐藤謙一郎君
長内 順一君
佐々木洋平君
大石 秀政君
鈴木 俊一君
砂田 圭佑君
川内 博史君
桑原 豊君
丸谷 佳織君
米津 等史君
木部 佳昭君
御法川英文君
藤本 孝雄君
安住 淳君
佐藤謙一郎君
長内 順一君
佐々木洋平君
米津 等史君

補欠 大石 秀政君
砂田 圭佑君
鈴木 俊一君
川内 博史君
桑原 豊君
丸谷 佳織君
米津 等史君
木部 佳昭君
御法川英文君
藤本 孝雄君
安住 淳君
佐藤謙一郎君
長内 順一君
佐々木洋平君
米津 等史君

辞任 小島 敏男君
新藤 義孝君
田中 和徳君
洪谷 修君
田村 憲久君
戸井田 徹君
松田 仁君
松沢 成文君

補欠 松田 仁君
戸井田 徹君
田村 憲久君
松沢 成文君
田中 和徳君
新藤 義孝君
小島 敏男君
洪谷 修君

議院運営委員

辞任 新藤 義孝君
能勢 和子君

補欠 菅 義偉君
水野 賢一君

青 義偉君 新藤 義孝君

水野 賢一君 能勢 和子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任 能勢 和子君 岡部 英男君
中川 正春君 榊床 伸二君
大森 猛君 中林よし子君
岡部 英男君 能勢 和子君
榊床 伸二君 中川 正春君
中林よし子君 大森 猛君

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任 衛藤 晟一君 安倍 晋三君
森山 眞弓君 七条 明君
枝野 幸男君 前原 誠司君
畑 英次郎君 石井 一君
藤村 修君 岩國 哲人君
横路 孝弘君 佐々木秀典君
志位 和夫君 春名 真章君
安倍 基雄君 西田 猛君
安倍 晋三君 七条 明君
森山 眞弓君 畑 英次郎君
藤村 修君 岩國 哲人君
横路 孝弘君 佐々木秀典君
志位 和夫君 春名 真章君
安倍 基雄君 西田 猛君

補欠 安倍 晋三君 七条 明君
森山 眞弓君 畑 英次郎君
藤村 修君 岩國 哲人君
横路 孝弘君 佐々木秀典君
志位 和夫君 春名 真章君
安倍 基雄君 西田 猛君

(議案提出)

一、昨十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

議長の報告 児童虐待の防止等に関する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

(質問書提出)
二、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次

のとおりである。

日米防衛協力のための指針に関する質問主意書

（金田誠一君提出）
周辺事態法に関する質問主意書（金田誠一君提出）

内閣官房報償費に関する質問主意書（金田誠一）

入間基地の自衛隊機墜落事故に関する質問主意書（天島亘大旨提出）

晉の先皇は元祿天皇

児童虐待の防止等に関する法律案

平 成 十 二 年 五 月 十 一 日
提 出 者

青少年問題に関する特別委員長 富田 茂之

児童虐待の防止等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の心身の成

長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待

の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定

めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保

護者（親権を行う者、未成年後見人その他の考
で、児童を現に監護するものをいう。以下同

じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)に対し、次に掲げる行為を

四

律第六十四号)第二十五条の規定により通告しなければならぬ。

刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示

罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合にお

ける児童福祉法第二十五条の規定による通告を
する義務の遵守を妨げるものと解釈してはなら
ない。

第七条 児童相談所又は福祉事務所が児童虐待を

受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告

を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通

員は、その職務上知り得た事項であつて当該通
告をした者を特定させるものを漏らしてはなら
ない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八條 児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又

は同法第二十五条の二第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、

に、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定に

よる一時保護を行うものとする。
(立入調査等)

第九條 都道府県知事は、児童虐待が行われてい
るおそれがあると認めるときは、児童委員又は

て、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調

査又は質問をさせることができる。この場合において、その身分を証明する証票を携帯させ

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に

は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による

児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、

(警察官の援助)

第十条 第八條の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第二項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

(指導を受ける義務等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七條第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

2 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

(面会又は通信の制限)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十八條の規定により同法第二十七條第一項第三号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設長の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七條第一項第三号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた同項第三号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同項第二号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)
第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)
第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)
第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條中児童福祉法第十一條第一項第五号の改正規定及び同法第十六條の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四條の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 社会福祉士

第十一条第一項第五号を次のように改める。
五 前各号に掲げる者と同年以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの

第十六条の二第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 社会福祉士

第十六条の二第二項第四号を次のように改める。
四 前各号に掲げる者と同年以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの

第三十三條に次の二項を加える。
前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第四十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

第四十五條に次の一項を加える。
児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧法」という。)第十一條第一項第五号に該当することにより同項に規定する児童福祉司に任用されていた者は、前条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第十一條第一項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き同項に規定する児童福祉司であることができる。

2 施行日の前日において旧法第十六條の二第二項第四号に該当することにより児童相談所の所長に任用されていた者は、新法第十六條の二第二項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き児童相談所の所長であることができる。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五百九十五條の次に次の一条を加える。
(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第五百九十五條の二 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三條のうち児童福祉法第十一條第一項第五号の改正規定及び同法第十六條の二第二項第四号の改正規定中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

理 由

児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を促進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年五月十二日 衆議院會議録第三十三号 漁港法の一部を改正する法律案及び同報告書

漁港法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十二年四月二十一日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

漁港法の一部を改正する法律

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第五条」に改め、「第五条」を削り、「第三十九条の三」を「第三十九条の五」に、「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。
第二条中「第五条第一項」を「第六条第一項」から第四項までに改める。
第六条を削る。
第五条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

第五条第五項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「及び第二項」を並びに第五項及び第六項に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に、「第一項の指定又は第二項」を「第一項から第四項までの指定又は第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第一項の指定又は前項」を「第三項若しくは第四項の指定若しくは第六項」に、「又は変更しよう」を「若しくはこれを変更しよう」とするとき、又は市町村長若しくは都道府県知事が第一項若しくは第二項の指定若しくは第五項の変更をしようとする場合において、第七項の認可をしよう」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第三項又は第四項」に、「徴して」を「聴いて」に改め、同項を

同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 市町村長又は都道府県知事は、第一項若しくは第二項の指定又は第五項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該漁港の区域について、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
8 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

第五条第一項の次に次の四項を加える。
2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。
3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。
4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

5 市町村長又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。
第二章中第五条を第六条とする。
第一章中第四条の次に次の一条を加える。
(漁港の種類)
第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。
第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも

広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの
第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
第十七条第一項中「採択して」を「採択し、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて」に改める。
第二十七条の見出しを「(漁港管理会)」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。
4 漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、漁港管理規程で定める。
第二十八条から第三十三条までを次のように改める。
第二十八条から第三十三条まで 削除
第三十七条第一項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「場合」は「場合」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。
第三十九条第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に、「附するを」を「付する」に改め、同条第四項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 何人も、漁港の区域(第二号及び第三号)にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。
二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。
三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規

定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときは、同様とする。
第三十九条第八項及び第九項を削り、同条第七項本文を次のように改める。
都道府県知事(港務法第五十八条第二項の規定に基づき公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行う港務管理者を含む)は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。
第三十九条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。
第三十九条の三第四項を削り、第五章中同条を第三十九条の五とする。
第三十九条の二中「第五条第一項」を「第六条第一項」から第四項までに、「前条第一項」を「第三十九条第一項」に、「行なつてを」を「行つてに」、「第五項第二項」を「第六条第五項又は第六項」に改め、同条を第三十九条の四とし、第三十九条の次に次の二条を加える。
(監督処分)
第三十九条の二 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。
一 前条第一項又は第五項の規定に違反した者
二 前条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
三 偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者

2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物の所有者又は占有者に対し、土地の欠損、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。

3 第一項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を通知することができないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行わなければならないときは、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

5 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

6 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

7 漁港管理者は、第五項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところによ

り、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

9 第七項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

10 第四項から第七項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第四項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

11 第六項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第五項の規定により保管した工作物等（第七項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する漁港管理者に帰属する。

（負担金の通知及び納入手続等）
第三十九条の三 前条第十項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条を次のように改める。
（漁港施設とみなされる施設）
第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六

第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。

2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が沿岸

漁業等振興審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

第四十一条の見出しを「調査、測量及び検査」に改め、同条第一項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に、「第五

条」を「第六条」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に改める。

第四十二条第一項中「認可をしよう」とを「認可をし、又は第三十九条第一項の許可をしよう」とに改め、同条第二項を削る。

第六章中第四十四条の次に次の一条を加える。
（経過措置）
第四十四条の二 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合において、それぞれ、政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十五条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第三十九条第五項の規定に違反して基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者
第四十六条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三十九条第五項の規定に違反して同項第二号又は第三号に該当する行為をした者
第四十七条を次のように改める。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定並びに附則第三条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（漁港の指定に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の漁港法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により指定されている第一種漁港（その区域が一の市町村の区域に限られるものに限る。）は、この法律による改正後の漁港法（以下「新法」という。）第六条第一項の規定により指定された第一種漁港とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により指定されている第一種漁港（その区域が一の市町村の区域に限られるもの及びその区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。）又は同項の規定により指定されている第二種漁港（その区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。）は、それぞれ新法第六条第二項の規定により指定された第一種漁港又は第二種漁港とみなす。

（漁港の整備計画に関する経過措置）
第三条 第十七条の改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の漁港法第十七条の規定により定められている漁港の整備計画は、当該改正規定による改正後の漁港法第十七条の規定により定められた漁港の整備計画とみなす。

（漁港施設の処分の制限に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前に旧法第三十七条第一項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新法第三十七条第一項の規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十七條第二項の規定によりされた命令は、新法第三十七條第二項の規定によりされた命令とみなす。

(監督処分等に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前に旧法第三十九條第一項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新法第三十九條第一項の規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十九條第四項の規定により国の機関又は地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、新法第三十九條第四項の規定により国の機関又は地方公共団体が漁港管理者にした協議に基づく行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十九條第五項又は第六項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分は、新法第三十九條の二第一項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十九條第七項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新法第三十九條第八項の規定によりされた同意又は同意の申請とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十九條第八項の規定によりされた命令は、新法第三十九條の二第二項の規定によりされた命令とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十條の規定により第一種漁港(その区域が一の市町村の区域に限られるもの及びその区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。)又は第二種漁港(その区域が二以上の都道府県の区域にわたるものを除く。)に係る漁港施設とみなされている施設は、新法第四十條第一項の規定により都道府県知事が指定した施設とみなす。

(国土交通大臣に対する協議に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前に農林水産大臣がした旧法第四十二條第二項の規定に基づく国土交通大臣に対する協議は、漁港管理者がした新法第四十二條の規定に基づく国土交通大臣に対する協議とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四号中「又は第三十九條の三」を「第三十九條の二第十項又は第三十九條の五」に改め、「対価」の下に「負担金」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第九項第三号中「第五條第一項の規定により」を「第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は」に改める。

(道路法の一部改正)

第十一條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「第六條」を「第五條」に改める。

(海岸法の一部改正)

第十二條 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「第五條第一項の規定により」を「第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は」に、「農林水産大臣に」を「漁港管理者に」に改める。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の海岸法第四條第一項の規定による農林水産大臣との協議をした都道府県知事は、前条の規定による改正後の海岸法第四條第一項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

(河川法の一部改正)

第十四條 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の河川法第六條第五項の規定による農林水産大臣との協議をした河川管理者は、前条の規定による改正後の河川法第六條第五項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

(海上交通安全法の一部改正)

第十六條 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第三号中「第五條第一項の規定により」を「第六條第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は」に改める。

(中央官庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十七條 中央官庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第七百九十一條のうち漁港法第十七條第一項の改正規定中「採択して」を「採択し」に、「経て」を「経」に改める。

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方分権の推進及び漁港の適正な維持管理を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 漁港の指定権限の委譲
第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、その区域について農林水産大臣の認可を受けて指定することとすること。ただし、その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港並びに第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が指定することとすること。
- 2 漁港の整備計画の策定手続の見直し
農林水産大臣は、漁港の整備計画を定めるに当たつて、関係地方公共団体の意見を聴くこととすること。
- 3 漁港管理制度の見直し
(一) 漁港の区域内において、みだりに基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること、漁港の区域のうち漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域内において、みだりに船舶、自動車等を放置すること等を禁止することとする。
- (二) 放置された船舶等に対する漁港管理者による除却命令等の監督処分について、相手方を確知できないときであっても、当該措置を漁港管理者が行うことができるようにする等の手続を整備すること。
- 4 施行期日
この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。ただし、漁港の整備計画の策定手

統に係る改正規定等については、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地方分権の推進及び漁港の適正な維持管理を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十二年五月十一日

農林水産委員長 松岡 利勝
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十二年三月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五を」「第九条の七に」「第九条の五の二を」「第九条の八に」「第九条の六を」「第九条の九に」「第三十一条を」「第十三条に改める。

第六条の二第一項中「第七条の三」の下に「第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一項を加え、第十四条の六を削り、第十五条の十五第一項の下に、第二十三条の三第二項を加える。

第七条第三項第四号二中「第十四条の三にお

いて準用する場合を含む。若しくは第十四条の六を若しくは第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)に改め、この号の下に「及び第十四条第三項第二号二を加える。

第七条の三中「この法律若しくはこの法律に基づく処分」に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき、次の各号のいずれかに該当するに改め、同条に次の各号を加える。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第三項第三号又は第六項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第八条の二第一項中「に係る一般廃棄物処理施設を削り、同項第一号中「その」の下に「一般廃棄物処理施設」を加え、同項第二号中「その」の下に「一般廃棄物処理施設」を、「保全」の下に「及び厚生省令で定める周辺の施設」を加え、同項に次の二号を加える。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第七条第三項第四号イからチま

でのいずれにも該当しないこと。

第八条の二第六項中「第四項を」「第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係るごみ処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の過度の集中により大気環境基準(ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、政令で定めるものをいう。第十五条の二第二項において同じ。)の確保が困難となると認めるときは、前条第一項の許可をしないことができる。

第八条の五第七項中「第九条の五第一項又は第二項を」「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項に改める。

第九条第二項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九条の二第一項を次のように改める。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八條第一項の許可を取り消し、又は同項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一 第八條第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八條の

二 第一項第一号若しくは第八條の三に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八條第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 第八條第一項の許可を受けた者の能力が第八條の二第一項第三号に規定する厚生省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 第八條第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたとき。

四 第八條第一項の許可を受けた者が第七條第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき。

五 第八條第一項の許可を受けた者が第八條の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

「第九条の二第二項及び第九条の三第十一項中「第八条の二第五項」を「第八条の二第六項」に改める。

第九条の五を次のように改める。

「(一般廃棄物処理施設の譲受け等)

平成十二年五月十二日 衆議院會議録第三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

を譲り受け、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

第二章第五節中第九条の六を第九条の九とし、同章第四節中第九条の五の二を第九条の八とし、同章第三節中第九条の五の次に次の二条を加える。

(合併)

第九条の六 許可施設設置者である法人の合併の場合(許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、許可施設設置者の地位を承継する。

2 第八条の二第二項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第九条の七 許可施設設置者について相続があったときは、相続人は、許可施設設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条第三項中「主として広域的に処理することが適当」を「産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中「特別管理産業廃棄物を除く。」の下に「第三項及び第四項を除き、」を加え、同条第三項中「事業者」の下に「(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。))又は再

生をいう。以下同じ。))が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。))を含む。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。))を、「その産業廃棄物」の下に「(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。))」を加え、「政令で定める基準に従い」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

第十二条の二第三項中「その特別管理産業廃棄物」の下に「(中間処理産業廃棄物を含む。次項において同じ。))」を加え、「政令で定める基準に従い」を削り、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

第十二条の三第一項中「事業者」の下に「(中間処理業者を含む。))」を、「その産業廃棄物」の下に「(中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。))」を加える。

第十二条の五を第十二条の六とする。

第十二条の四第一項中「前条第一項を第十二条の三第一項に改め、同条第二項中「前条第二項を第十二条の三第二項に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条の三の次に次の一条を加える。
(虚偽の管理票の交付の禁止)
第十二条の四 第十四条第八項に規定する産業

廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第八項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第二項又は第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

第十三条の三第一号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の五第一項」に改め、同条第三号中「第十二条の四第五項」を「第十二条の五第五項」に改める。

第十四条第三項第二号を次のように改める。
二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第三項第四号イからホまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。))

ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第十四条第六項第二号中「第七条第三項第四号イからチまで」を「第三項第一号イからヘまでに改める。

第十四条の二に次の一項を加える。
3 第七条の二第三項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十四条の三を次のように改める。
(許可の取消し等)
第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第十四条第三項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第十四条の四第三項第二号及び第六項第二号中「第七条第三項第四号イからチまで」を「第十四条第三項第二号イからヘまでに改める。

第十四条の六を次のように改める。
(準用)
第十四条の六 第十四条の三の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第二号中「第十四条第三項第一号又は第六項第一号」とあるのは「第十四条の四第三項第一号又は第六項第一号」と、同

の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づき事務に関し、関係行政機関又は関係

平成十二年五月十二日 衆議院會議録第三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一一一

第二十四条の二中「第九條の六第一項」を「第九條の九第一項」に改める。

第二十四条の四中「第十二條の四第六項、第十二條の五を、第十二條の五第六項、第十二條の六に、第十四條の三を、同條第三項に、及び第七條の三を、第十四條の三(第十四條の六において読み替へて準用する場合を含む。に改め、第十四條の六を削り、第十五條の二第一項及び第二項を、第十五條の二第二項から第三項まで」に、並びに第四項を、及び第五項に、第九條の五第三項を、第九條の五第一項及び第二項、第九條の六並びに第九條の七第二項に、並びに第九條の四第一項を、第十九條の四第一項に改め、同條第一項第二号に係る部分に限る。の下に、第二十三條の三並びに第二十三條の四を加える。

第二十五條中「一」を「いづれかに」に、「三年を五年」に改め、同條第三号中「第十四條の三において準用する場合を含む。」、第十四條の六を、第十四條の三(第十四條の六において準用する場合を含む。に改め、同條第六号中「産業廃棄物」を「廃棄物」に改め、同号を同條第八号とし、同條第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の二を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二條第三項又は第十二條の二第三項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者

第二十六條中「一」を「いづれかに」に、「一年を三年」に、「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同條第一号中「第十二條第三項、第十二條の二第三項」を「第十二條第四項、第十二條の二第四項」に改め、同條第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の二を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九條の五第一項(第十五條の四において準用する場合を含む。の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者

四 第九條の九第一項(第十五條の四の五第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

第三十一條を第三十三條とする。
第三十條第一号中「第二十五條第六号」を「第二十五條第八号(産業廃棄物に係る場合に限る。に改め、同條第二号中「第六号」を「前号の場合」に、第二十七條から第二十九條まで」を「第二十八條から第三十條まで」に改め、同條を第三十二條とする。
第二十九條の二中「一」を「いづれかに」に改め、同條を第三十一條とする。

第二十九條中「一」を「いづれかに」に改め、同條第一号中「第十二條第六項、第十二條の二第七項」を「第十二條第七項、第十二條の二第八項」に改め、同條第二号中「第十四條の三」を「第十四條の二第三項」に、「第九條の五第三項」を「第九條の七第二項」に改め、同條第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を削り、同條第三号中「第十二條第四項又は第十二條の二第四項」を「第十二條第五項又は第十二條の二第五項」に改め、同號を同條第四号とし、同條第二号の二を同條第三号とし、同條を第三十條とする。

第二十八條を削る。

第二十七條中「第八條の二第四項」を「第八條の二第五項」に、「第十五條の二第四項」を「第十五條の二第五項」に改め、同條を第二十八條とし、同條の次に次の一条を加える。
第二十九條 次の各号のいづれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十二條の三第一項(第十五條の四の五第二項において準用する場合を含む。の規定による管理票に虚偽の記載をして交付

し、又は第十二條の五第一項(第十五條の四の五第二項において準用する場合を含む。の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

二 第十二條の四の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
第二十六條の二を第二十七條とする。
第二條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「第五條の三」を「第五條の六」に、「第九條の九」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に改める。
第一章中第五條の三を第五條の六とし、第五條の二を第五條の五とし、第五條の次に次の三条を加える。

(基本方針)
第五條の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県廃棄物処理計画)
第五條の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三條の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)
第五條の四 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
第六條 次の一項を加える。
5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六條の二第一項中「第十五條の十五第一項」の下に、「第十六條の二第二号」を加える。

第十一條を削り、第十條を第十一條とし、第二章第五節中第九條の九を第十條とする。

第十二條第一項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第三項中「次項並びに次条第三項及び第四項」を「次項及び第五項並びに次条第三項から第五項まで」に、「次項」を「次項及び第五項」に改め、同条中第七項を第十一項とし、第六項を削り、第五項を第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

8 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、第七項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十二條第四項の次に次の一項を加える。

5 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二條の二第三項中「次項」を「次項及び第五項」に改め、同条中第八項を第十二項とし、

第七項を削り、第六項を第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

9 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第八項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

11 環境大臣は、第八項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十二條の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二條の三第一項中「ところにより、」の下に「当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に」を加え、同条第三項中「事項」の下に「(当該処分が最終処分である場合にあつては、当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨)」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで又は第十二條の五第五項」に改め、

「受けないとき」の下に「又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項又は第十二條の五第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 処分受託者は、前項前段、この項又は第十二條の五第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第一項の規定により交付された管理票又は第二項後段の規定により交付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

第十二條の四中「又は第三項」を「に規定する事項又は同条第三項若しくは第四項」に改める。

第十二條の五第一項中「ところにより」の下に「当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に」を加え、同条第二項中「その旨」の下に「(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「受けたとき」の下に「又は第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項の下に」又は第三項を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、同

項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「終了した旨」の下に「(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 処分受託者は、前項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でないときは、第十二條の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第二項後段の規定により交付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

第十二條の五第二項の次に次の一項を加える。

3 処分受託者は、第五項又は第十二條の三第三項若しくは第四項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、同項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。

第十二條の六中「第六項」を「第七項」に、「第二項、第四項及び第八項」を「から第三項まで、第五項、第六項及び第十項」に改める。

第十三條第一項中「第十條第二項」を「第十一條第二項」に改める。

第十三條の三第一号中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項及び第七項」を「同条第四項及び第九項」に改め、同条第三号中「第十二條の五第五項」を「第十二條の五第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第十三条の十三第五号中「第十九条の五第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

第十三条の十四第一項中「第十九条の六」を「第十九条の九」に改める。

第十五条の四の四中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第十五条の四の五第一項中「第九条の九」を「第十条」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、産業物を焼却してはならない。
一 一般産業物処理基準、特別管理一般産業物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行つた産業物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行つた産業物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない産業物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である産業物の焼却として政令で定めるもの

第十九条の四第一項中「次の各号に掲げる」を「一般産業物処理基準(特別管理一般産業物にあっては、特別管理一般産業物処理基準)に適合しない一般産業物の処分が行われたに、」当該各号に定める者」を「市町村長」に改め、「及び第十條第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行つた市町村又は都道府県」を「第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項及び」及び当該処分を行つた者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の五第一項の規定による登録に關し虚偽の登録をしたときを削り、

「これらの」を「当該」に、「次条」を「第十九条の七」に改め、各号を削る。

第十九条の七を第十九条の十とし、第十九条の六を第十九条の九とする。

第十九条の五第一項中「前条第一項各号に掲げる」を「第十九条の四第一項に規定する」に、「同項各号に定める者」を「市町村長」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第十九条の四第一項」に、「又は」を「又は」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十九条の四第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる」とまがないとき。

第十九条の五第二項中「前条第一項各号に定める者」を「市町村長」に改め、同条を第十九条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができ、認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第十九条の五第一項の規定により支障の

除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を知ることができないとき。

三 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる」とまがないとき。

二 都道府県知事は、前項(第三号に係る部分を除く)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

三 都道府県知事は、第一項(第三号に係る部分に限る)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。

四 都道府県知事は、第一項(第四号に係る部分に限る)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な

範囲内のものでなければならぬ。

五 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

第十九条の四の次に次の二条を加える。

第十九条の五 産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(当該処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該処分を行つた者(第十一條第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行つた市町村又は都道府県を除く)。

二 第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者。

三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあっては、その使用に係る義務を含む)について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者。

イ 第十二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者。

ロ 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同

項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

二 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ 第十二条の三第五項の規定に違反して、管理票の写しを保存しなかつた者

ヘ 第十二条の三第七項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

ト 第十二条の五第一項の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

チ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

リ 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

四 当該処分を行った者若しくは前二号に掲げる者に対して当該処分若しくは前二号に規定する規定に違反する行為(以下当該処分等)という。をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃

棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、処分者等を除く。以下排出事業者等という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならぬ。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に關し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第五項及び第十二条の二第五項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適當であるとき。

2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第二十四条の二 第九條の九第一項を、第十條第一項に改める。

第二十四条の四 第十二條の三第五項、第十二條の五第六項を、第十二條の三第六項、第十二條の五第八項に、第十九條の四第一項及び第二項(同条第一項第二号に係る部分に限る。)を、第十九條の五第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項、第十九條の六第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項に改める。

第二十五条第三号中「又は第十九條の四第一項を、第十九條の四第一項、第十九條の五第一項又は第十九條の六第一項に改める。」

第二十六条第四号中「第九條の九第一項を、第十九條第一項に改め、同条に次の一号を加える。

八 第十六條の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

第二十九條第一号を次のように改める。

一 第十二條の三第一項(第十五條の四の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二條の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

第二十九條中第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 第十二條の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

三 第十二條の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

四 第十二條の三第三項若しくは第四項又は第十二條の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

五 第十二條の三第五項の規定に違反して、管理票の写しを保存しなかつた者

第二十九條に次の二号を加える。

七 第十二條の五第一項(第十五條の四の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

八 第十二條の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

第三十條第一号中「第十二條第七項、第十二條の二第八項を、第十二條第十一項、第十二條の二第十二項に改め、同条第四号中「第十二條第五項又は第十二條の二第五項を、第十二條第六項又は第十二條の二第六項に改める。」

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第三条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「に掲げる施設と第二号、第三号又は第四号を、又は第二号に掲げる施設及び第三号、第四号又は第五号に改め、同項第一号中「をいう。」を「をいう。次号において同じ。」に、「をいう。その他をいう。次号において同じ。」、建設廃棄物処理施設(工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する産業廃棄物又は木くずの再生を行う施設をいう。次号において同じ。)その他」に改め、「処理施設をいう。」の下に「以下この項、を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 産業廃棄物処理施設のうち焼却施設、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場又は建設廃棄物処理施設であつて、産業廃棄物の処理につき広く一般の需要に応ずるためのもの(政令で定める規模以上のものに限る。)

第十一条第一項中「によりその生活環境等が著しく変化するおそれがあると認められる地区であつて、その変化による影響を緩和する」を「に伴い生活環境の保全を図る」に、「認められるもの」を「認められる地区」に改める。

第十五條第一項中「第十二條第四項を、第十二條第五項に改め、同条第二項中「第十二條の二第四項を、第十二條の二第五項に改める。」

第十七條第一号中「掲げる施設」の下に「又は同項第二号に掲げる施設」を加える。

第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第十一条第一項を、第五条

平成十二年五月十二日 衆議院會議録第三十三号

平成十二年五月十二日 衆議院會議録第三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一六

の第三項に、「産業廃棄物処理計画」を「産業廃棄物処理計画」に改める。

第十五条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、同条第二項中「第十二条の二第五項」を「第十二条の二第六項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十條第三項、第十五條の五から第十五條の七まで及び第十五條の九の改正規定並びに第三條(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十五條の改正規定を除く。)の規定並びに附則第六條、第十條(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一條の三十四第三項第八号の改正規定を除く。)、第十一條(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第三十四條の二第二項第十三号及び第六十五條の四第一項第十三号の改正規定に限る。)、及び第十三條の規定 公布の日

二 第二条、第四条及び附則第九條の規定 平成十二年四月一日

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(次条及び附則第四条において「旧法」という。)、第八條第一項又は第九條第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについて、この許可又は不許可の処分については、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(次条及び附則第四条において「新法」という。)、第八條の二第二項の規定は、適用しない。

(産業廃棄物処理施設の承継に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧法第九條の五第一項又は第二項(旧法第十五條の四において読み替へて準用する場合を含む。)、の規定により旧法第八條第一項又は第十五條第一項の許可を受けた者の地位を承継した者であつて旧法第九條の五第三項(旧法第十五條の四において読み替へて準用する場合を含む。)、の規定による届出をしていないものについては、新法第九條の五から第九條の七まで(これらの規定を新法第十五條の四において読み替へて準用する場合を含む。)、の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(産業廃棄物処理施設に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法第十五條第一項又は第十五條の二第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、新法第十五條の二第二項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)、は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この条において「新法」という。)、の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の項中「第十二條の四第六項、第十二條の五を「第十二條の五第六項、第十二條の六」に、「第十四條の三」を「同条第三項」に、「及び第七條の三」を「第十四條の三(第十四條の六において読み替へて準用する場合を含む。)」に改め、「第十四條の六を削り、「第十五條の二第一項及び第二項」を「第十五條の二第一項から第三項まで」に、「並びに第四項」を「及び第五項」に、「第九條の五第三項」を「第九條の五第一項及び第二項、第九條の六並びに第九條の七」に、「並びに第九條の六の四第一項」を「第九條の四第一項」に改め、「同条第一項第二号に係る部分に限る。」の下に、「第二十三條の三並びに第二十三條の四」を加える。

第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の項中「第十二條の三第五項、第十二條の五第六項を「第十二條の三第六項、第十二條の五第八項」に、「第十九條の四第一項及び第二項(同条第一項第二号に係る部分に限る。)」を「第十九條の五第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項、第十九條の六第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七百一條の三十四第三項第八号中「第九條の五の二第二項」を「第九條の八第一項」に改める。

附則第三十二條の三第二項中「規定する特定施設」の下に「(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十條の四第五項第二号中「(同法第十四條の三において準用する場合を含む。)」若しくは第十四條の六を「若しくは第十四條の三(同法第十四條の六において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十條の五第一項中「第九條の五第一項」を「第九條の五第三項」に改める。

第三十四條の二第二項第十三号中「規定する特定施設」の下に「(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。)」を加える。

第五十五條の六第五項第二号中「(同法第十四條の三において準用する場合を含む。)」若しくは第十四條の六を「若しくは第十四條の三(同法第十四條の六において準用する場合を含む。)」に改める。

第五十五條の七第一項中「第九條の五第一項」を「第九條の五第三項」に改める。

第六十五條の四第一項第十三号中「規定する特定施設」の下に「(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。)」を加える。

(地価税法の一部改正)

第十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「第九條の五の二第二項」を「第九條の八第一項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「新法第九条の二」中「基準又は当該許可に係る第八條第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるときは、第八條第一項の許可を受けた者が第八條の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき」とあるのは「基準に適合していないと認めるとき」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の二第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同項第一号中「基準又は当該許可に係る第八條第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるときは、第八條第一項の許可を受けた者が第八條の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき」とあるのは「基準」に改める。

附則第五条第四項中「新法第十五条の三」中「基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるときは、産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条

の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき」とあるのは「基準に適合していないと認めるとき」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三」中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同条第一号中「基準又は当該許可に係る第十五条の二第二項第三号の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるときは、(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

四十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十五条第一号(無許可廃棄物処理業)、第五号(名義貸し)、第六号(廃棄物処理施設の無許可設置)若しくは第八号(不法投棄)又は第二十六条第五号(産業廃棄物の処理の受託)の罪

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第九條第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五條第一号の罪、同条第三号の二、第四号若しくは第六号の罪若しくは同法第二十六條第五号の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為が法の令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産

又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に關してこの法律の施行後にした行為に對しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二條第二項第一号の犯罪収益(以下「犯罪収益」という。)とみなす。

な処理に関する計画を定めなければならないものとし、国及び都道府県はその達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。 3 都道府県を中心に実施されている廃棄物処理センターについて、国又は地方公共団体の出資に係る法人等を指定の対象とする等とすること。 4 主として民間の優良な産業廃棄物の処理施設の整備を促進するため、一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設について支援措置を講ずること。

理由 廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可等について、暴力団員であること等を産業廃棄物処理業等の欠格要件に加えるとともに、廃棄物処理施設の譲受けに許可制を設けること。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書 議案の目的及び要旨 本案は、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

6 産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、産業廃棄物管理票制度の見直しを行い、これに違反した者、不法投棄等を要求した者等を原状回復等の措置命令の対象とするともに、排出事業者等が適正な対価を負担していないとき等の場合には、措置命令の対象とすること。 7 虚偽の産業廃棄物管理票の交付の禁止、廃棄物の焼却の禁止等の規定を設けるとともに、罰則の規定を整備すること。

1 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定めなければならないものとする。こと。 2 都道府県は、廃棄物の減量その他その適正

8 この法律は、一部の事項を除き、平成二十二年十月一日から施行すること。 二 議案の可決理由 廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進しようとすることは、時宜に適す

平成十二年五月十二日 衆議院會議録第三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案及び同報告書

るものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年五月十二日

厚生委員長 江口 一雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 政府一丸となって循環型社会の実現を期すため、環境省等関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係法案との有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。

二 リサイクル名目で不適正な処理が行われている事例が発生していることから、環境面での現行の規制を徹底するとともに、さらに規制のあり方について検討すること。

三 廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、発生抑制やリサイクルの推進などの観点から検討すること。

四 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関係による施設整備の促進などを含め、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図ること。

五 安定型処分場に搬入される廃棄物については、分別を徹底し、環境を汚染するおそれのある廃棄物を混入させないよう監視を強化し、措置を徹底すること。

六 最終処分場等から化学物質等の拡散を防止するため、有害化学物質などについて、それを含

む製品の製造段階から廃棄後の回収・無害化処理までの一貫した対策を強化すること。また、過去の負の遺産であるPCBについて、当面の安全かつ適正な保管を徹底するとともに、早急に処理体制の整備を図ること。

七 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する立場からデポジット制度等の経済的手法について製品毎の特性や実態を踏まえながら検討すること。

八 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の信頼性を高め、円滑な運用を図るため、電子化の一層の推進を図ること。

九 多量排出事業者が実効ある処理計画を作成することができるよう、国又は地方公共団体は事業者に対して適切な情報提供を行うとともに、業種の特性も踏まえたガイドラインを作成するなど支援を図ること。

十 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)及び特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)について、その施行状況につき不断の検討を行い、必要な見直しを行うとともに、使用済み自動車のリサイクル措置について事業者への義務づけを含む措置など新たな仕組みの構築について検討すること。

十一 既に廃止されたものを含め、焼却施設や最終処分場周辺の土壌及び地下水に係る汚染の実態を把握し、結果を公開するとともに土壌汚染の防止と回復措置のあり方について検討すること。

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十二年三月二十八日

提出者 大森 猛 木島日出夫

賛成者

石井 郁子外二十三名

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 企業組織の再編における労働者の雇用の安定に必要な措置等

第一節 企業組織の再編を理由とする解雇の制限等(第三条・第四条)

第二節 労働契約の承継等(第五条・第八条)

第三節 労働協約の承継等(第九条・第十一条)

第四節 労働組合等との事前協議等(第十二条・第十三条)

第三章 雑則(第十四条・第二十一条)

第四章 罰則(第二十二条・第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業主について企業組織の再編が行われる場合において、当該事業主に雇用される労働者の保護を図るため、当該労働者の解雇の制限、労働契約の承継、労働条件の不利益な変更の制限等必要な措置を定め、もって労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

(企業組織の再編の定義)

第二条 この法律において、「企業組織の再編」とは、事業主の合併、分割(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編第四章第六節ノ三及び有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第六章の規定による新設分割又は吸収分割をいう。以下同じ)、営業又は事業の譲渡又は譲受け(以下「営業の譲渡等」という。)その他政令で定めるものをいう。

第二章

企業組織の再編における労働者の雇用の安定に必要な措置等

第一節 企業組織の再編を理由とする解雇の制限等

(企業組織の再編を理由とする解雇の制限)

第三条 事業主は、企業組織の再編が行われること又は行われたことを理由として、その雇用する労働者を解雇することができない。

(経営上の負担の軽減を目的とする解雇の制限)

第四条 他の事業主と合併することとなる事業主、分割することとなる事業主又は他の事業主に営業若しくは事業の譲渡をすることとなる事業主は、当該合併後存続し、若しくは当該合併により設立されることとなる事業主、当該分割により設立され、若しくは営業を承継することとなる事業主又は当該営業若しくは事業の譲受けをすることとなる事業主の経営上の負担をあらかじめ軽減することを目的として、その雇用する労働者を解雇することができない。

第二節 労働契約の承継等

(合併が行われた場合の労働契約の承継等)

第五条 事業主について合併があったときは、合併存続事業主(当該合併後存続し、又は当該合併により設立される事業主をいう。以下同じ)は、当該合併の時に合併消滅事業主(当該合併により消滅する事業主をいう。以下同じ)が雇用する労働者に係る労働契約を承継する。この場合において、当該労働者は、合併が行われたことを理由として、当該合併存続事業主との労働契約を解除することができる。

2 事業主は、合併をするときは、合併の契約が締結された日から労働省令で定める日までの間に、その雇用する労働者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 合併存続事業主の名称及び住所

二 合併をする時期

三 その他労働省令で定める事項

(分割が行われた場合の労働契約の承継等)
 第六条 事業主について分割があったときは、分割設立事業主等(当該分割により設立され、又は営業を承継する事業主をいう。以下同じ。)

は、当該分割の時に分割事業主(当該分割をする事業主をいう。以下同じ。)(が雇用する労働者であつて、分割計画書(商法第三百七十四条第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。))の分割計画書をいう。以下同じ。))又は分割契約書(商法第三百七十四条ノ九第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。))の分割契約書をいう。以下同じ。))に当該労働者に係る労働契約が承継される旨の記載があるものに係る労働契約を承継する。

2 事業主は、分割をするときは、分割計画書又は分割契約書が作成された日から労働省令で定める日までの間に、その雇用する労働者であつて分割設立事業主等に承継される営業に従事するものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 分割設立事業主等の名称及び住所
 二 分割をする時期
 三 当該分割が分割事業主の営業の一部を承継させるものである場合にあっては、分割設立事業主等が当該労働者に係る労働契約を承継する旨の分割計画書又は分割契約書中の記載の有無

四 当該分割が分割事業主の営業の一部を承継させるものである場合にあっては、第四項又は第六項の規定により労働契約が承継されること又は労働契約が承継されないことについて分割事業主に対し異議を申し出ることができる旨及び第四項又は第六項に規定する期限

五 その他労働省令で定める事項
 3 事業主について営業の全部を承継させる分割があつたときは、分割設立事業主等は、商法第

三百七十四条ノ十第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。))又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、当該分割の時に分割事業主が雇用する労働者に係る労働契約を承継する。この場合において、当該労働者は、分割が行われたことを理由として、当該分割設立事業主等との労働契約を解除することができる。

4 分割事業主が営業の一部を承継させる分割をするときは、第一項に規定する労働者は、第二項の通知がされた日から当該分割事業主が定める日(分割の手続の態様に応じて労働省令で定める期間内の日)に限る。以下この条において「期限日」という。までの間に、当該分割事業主に対し、当該労働者に係る労働契約が分割設立事業主等に承継されることについて、書面により異議を申し出ることができる。

5 前項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、商法第三百七十四条ノ十第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。))又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、分割設立事業主等は、当該労働者に係る労働契約を承継しない。

6 分割事業主が営業の一部を承継させる分割をするときは、第二項に規定する労働者(第一項に規定する労働者を除く。))は、第二項の通知がされた日から期限日までの間に、当該分割事業主に対し、当該労働者に係る労働契約が分割設立事業主等に承継されないことについて、書面により異議を申し出ることができる。

7 前項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、商法第三百七十四条ノ十第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。))又は商法第三百七十四条ノ二十

六第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、分割設立事業主等は、当該労働者に係る労働契約を承継する。

8 分割事業主は、第四項又は第六項に規定する期限日を定めるときは、第二項の通知がされた日と第四項又は第六項に規定する期限日との間に少なくとも三十日間を置かなければならない。

9 分割事業主又は分割設立事業主等は、労働者が第四項又は第六項の規定により異議を申し出たことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。(営業の譲渡等が行われた場合の労働契約の承継等)

第七條 事業主について営業の譲渡等があつたときは、営業譲受事業主(当該営業又は事業の譲受けをする事業主をいう。以下同じ。))は、当該営業の譲渡等の時に営業譲渡事業主(当該営業又は事業の譲渡をする事業主をいう。以下同じ。))が雇用する労働者(当該営業の譲渡等に係る労働者又は事業に従事する労働者に限る。))であつて当該営業の譲渡等の契約で当該労働者に係る労働契約が承継される旨が定められたものに係る労働契約を承継する。

2 事業主は、他の事業主に営業又は事業の譲渡をするときは、当該譲渡の契約が締結された日から労働省令で定める日までの間に、その雇用する労働者であつて当該譲渡に係る営業又は事業に従事するものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 営業譲受事業主の氏名又は名称及び住所
 二 営業又は事業の譲渡をする時期
 三 当該譲渡が営業譲渡事業主の営業又は事業の一部を譲渡するものである場合にあっては、営業譲受事業主が当該労働者に係る労働契約を承継する旨の当該譲渡の契約における定めの有無

四 当該譲渡が営業譲渡事業主の営業又は事業の一部を譲渡するものである場合にあっては、第四項又は第六項の規定により労働契約が承継されること又は労働契約が承継されないことについて営業譲渡事業主に対し異議を申し出ることができる旨及び第四項又は第六項に規定する期限日

五 その他労働省令で定める事項
 3 事業主について営業又は事業の全部の譲渡があつたときは、営業譲受事業主は、第一項の規定にかかわらず、当該譲渡の時に営業譲渡事業主が雇用する労働者に係る労働契約を承継する。この場合において、当該労働者は、営業の譲渡等が行われたことを理由として、当該営業譲受事業主との労働契約を解除することができる。

4 営業譲渡事業主が営業又は事業の一部の譲渡をするときは、第一項に規定する労働者は、第二項の通知がされた日から当該営業譲渡事業主が定める日(営業又は事業の譲渡の手続の態様に応じて労働省令で定める期間内の日)に限る。以下この条において「期限日」という。までの間に、当該営業譲渡事業主に対し、当該労働者に係る労働契約が営業譲受事業主に承継されることについて、書面により異議を申し出ることができる。

5 前項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、第一項の規定にかかわらず、営業譲受事業主は、当該労働者に係る労働契約を承継しない。

6 営業譲渡事業主が営業又は事業の一部の譲渡をするときは、第二項に規定する労働者(第一項に規定する労働者を除く。))は、第二項の通知がされた日から期限日までの間に、当該営業譲渡事業主に対し、当該労働者に係る労働契約が営業譲受事業主に承継されないことについて、書面により異議を申し出ることができる。

7 前項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、第一項の規定にかかわらず、営業譲受事業主は、当該労働者に係る労働契約を承継する。

8 営業譲渡事業主は、第四項又は第六項に規定する期限日を定めるときは、第二項の通知がされた日と第四項又は第六項に規定する期限日との間に少なくとも三十日間を置かなければならない。

9 営業譲渡事業主又は営業譲受事業主は、労働者が第四項又は第六項の規定により異議を申し出たことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働条件の不利益変更の制限)

第八條 合併存続事業主、分割設立事業主等及び営業譲受事業主(以下「合併存続事業主等」という。)は、合併、分割又は営業の譲渡等が行われた後一年間は、この節の規定により労働契約が承継された労働者(以下「承継労働者」という。)の労働条件を不利益に変更することのないようにしなければならない。

第三節 労働協約の承継等

第九條 合併存続事業主は、合併消滅事業主と労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の労働組合をいう。以下同じ。)との間で合併の時に締結されていた労働協約を承継する。

第十條 分割事業主は、分割計画書又は分割契約書に、当該分割事業主と労働組合との間で締結されている労働協約のうち分割設立事業主等が承継する部分を記載することができる。

2 分割事業主と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当該部分の全部又は一部について当該分割事業主と当該労働組合との間で分割計画書又は分割契約書の記載に従い当該分割設立事業主等に承継させる旨の合意があったときは、当該分割設立事業

主等は、商法第三百七十四条ノ第一項(有限会社法第六十三條ノ六第一項において準用する場合を含む。)(又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項(有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する場合を含む。))の規定により、当該分割の時に、分割計画書又は分割契約書の記載に従い、当該合意に係る部分を承継する。

3 前項に定めるもののほか、分割事業主と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該分割事業主との間で締結されている労働契約が分割設立事業主等に承継されるときは、商法第三百七十四条ノ第一項(有限会社法第六十三條ノ六第一項において準用する場合を含む。)(又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項(有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、当該分割の時に、当該分割設立事業主等と当該労働組合との間で当該労働協約(前項に規定する合意に係る部分を除く。)(と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなす。

第十一條 営業譲渡事業主と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当該部分の全部又は一部について当該営業譲渡事業主と当該労働組合との間で当該営業譲受事業主に承継させる旨の合意があったときは、当該営業譲受事業主は、当該営業譲渡事業主との間に、当該合意に係る部分を承継する。

2 前項に定めるもののほか、営業譲渡事業主と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該営業譲渡事業主との間で締結されている労働契約が営業譲受事業主に承継されるときは、当該営業譲渡事業主は、当該営業譲受事業主と当該労働組合との間で当該労働協約(同項に規定する合意に係る部分を除く。)(と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなす。

第四節 労働組合等との事前協議等

(労働組合等との事前協議)

第十二條 事業主は、企業組織の再編を行おうとするときは、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、労働条件その他労働者の保護に関し必要な事項について協議しなければならない。

(承継労働者の労働条件の主張の機会の確保)

第十三條 合併存続事業主等は、承継労働者が労働条件に関する主張をすることが出来る機会の確保に関し、労働組合法その他の法令に触れない範囲内で適切に配慮しなければならない。

第三章 雑則

(指針等)

第十四條 労働大臣は、労働契約及び労働協約の承継、労働条件の不利益変更の制限その他前章第二節から第四節までに定める事項に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

2 労働大臣は、企業組織の再編を行う事業主に對し、雇用の確保その他労働者の保護のために必要な指導及び助言をすることが出来る。

(法令の周知義務)

第十五條 事業主は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付け、書面を交付することその他の労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

(労働基準監督官及び労働基準監督官)

第十六條 労働基準監督官長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

第十七條 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員

の職務を行う。

(報告等)

第十八條 都道府県労働局長、労働基準監督官長又は労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることが出来る。

(立入検査)

第十九條 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申立)

第二十條 労働者は、事業主にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督官又は労働基準監督官に申告することが出来る。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(中央労働基準審議会への諮問)

第二十一條 労働大臣は、第二条の政令並びに第五條第二項、第六條第二項及び第四條、第七條第二項及び第四條並びに第十二條の労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき並びに第十四條第一項の指針を策定しようとするときは、あらかじめ、中央労働基準審議会の意見を聴かなければならない。

第四章 罰則

第二十二條 第六條第九項、第七條第九項又は第

二十条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
二 第十九条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二章 第二節から第四節までの規定は、この法律の施行の日以後にその契約が締結される合併又は営業の譲渡等について適用する。
2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(労働基準法の一部改正)

第三条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項中「解雇等の規制に関する法律(平成十二年法律第 号)の下に」、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律(平成十二年法律第 号)を加え、「解雇等の規制に関する法律」を「解雇等の規制に関する法律、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十号の二十一の次に次の一号を加える。
二十の二十一 企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律
(平成十二年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)
第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十号中「解雇等の規制に関する法律(平成十二年法律第 号)の下に」、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律(平成十二年法律第 号)を加える。
第五十条第十八号の二の次に次の一号を加える。
十八の三 企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律に基づいて、事業主その他の関係者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第八十条第一項中「解雇等の規制に関する法律」の下に、「企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律」を加える。
(厚生労働省設置法の一部改正)
第六十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第四十一号の次に次の一号を加える。
四十一の二 企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律(平成十二年法律第 号)の規定による企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律。

第九十条第一項第四号中「解雇等の規制に関する法律(平成十二年法律第 号)の下に」

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案及び同報告書

「企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律」を加える。
(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第七十条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。
第八十一条のうち労働基準法第九十八条第二項の改正規定中「解雇等の規制に関する法律」の下に、「企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律」を加える。

第八十条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。
第五百九十条の二の次に次の一条を加える。
(企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律の一部改正)
第五百九十条の三 企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央労働基準審議会」を「労働政策審議会」に改める。
第六百八十八条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「第二十号の二十一」を「第二十号の二十二」に改める。

理由
近年の事業主についての企業組織の再編の状況等にかんがみ、労働者の保護を図るため、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の解雇の制限、労働契約の承継、労働条件の不利益な変更の制限等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案(大森猛君外一名提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、近年の事業主についての企業組織の再編の状況等にかんがみ、労働者の保護を図るため、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の解雇の制限、労働契約の承継、労働条件の不利益な変更の制限等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「企業組織の再編」とは、合併、分割、営業の譲渡等その他政令で定めるものをいうものとする。
2 事業主は、企業組織の再編を理由として、又は経営上の負担の軽減を目的として、労働者を解雇することができないものとする。

3 事業主は、合併、分割又は営業の譲渡をしようとするときは、関係労働者に対して、事前に労働契約の承継等必要な事項を通知しなければならぬものとする。
4 合併、営業の全部を承継させる分割又は営業の全部の譲渡があつたときは、合併存続事業主、分割設立事業主等又は営業譲受事業主は、合併消滅事業主、分割事業主又は営業譲渡事業主が雇用する労働者に係る労働契約を承継するものとする。この場合、当該労働者は、合併、分割又は営業の譲渡等が行われたことを理由として、労働契約を解除することができないものとする。

5 営業の一部を承継させる分割又は営業の一部の譲渡があつたときは、分割設立事業主等又は営業譲受事業主は、分割事業主又は営業譲渡事業主が雇用し当該一部の営業に従事する労働者であつて、分割計画書等又は当該営業の譲渡等の契約で当該労働者に係る労働契約が承継される旨が定められたものに係る労働

労働契約を承継するものとする。この場合、その労働契約が承継され又は承継されない労働者が、所定の期間内に分割事業主又は営業譲渡事業主に対して異議を申し出たときは、当該労働者に係る労働契約は分割設立事業主等又は営業譲渡事業主に承継されず、又は承継されるものとし、これらの事業主は、労働者が異議を申し出たことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

6 合併消滅事業主と労働組合との間で合併の時に締結されていた労働契約については、合併存続事業主が承継するものとする。また、分割事業主又は営業譲渡事業主と労働組合との間で締結されている労働契約については、労働組合の組合員である労働者に係る労働契約が分割設立事業主等又は営業譲渡事業主に承継されるときは、分割又は営業譲渡等の時に、原則として、分割設立事業主等又は営業譲渡事業主と労働組合との間で同一の内容の労働契約が締結されたものとみなすものとする。

7 その他、企業組織の再編の際の労働組合等との事前協議、労働条件の不利益変更の制限、労働大臣の指針の策定、都道府県労働局長等の権限、労働者の申告、罰則等所要の規定を整備するものとする。

8 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

二 議案の否決理由

本案は、近年の事業主についての企業組織の再編の状況等にかんがみ、労働者の保護を図るため、企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の解雇の制限、労働契約の承継、労働条件の不利益な変更の制限等について定めようとするものであるが、適当なものと認めず、否決すべきものと議決した。

平成十二年五月十二日

労働委員長 赤松 広隆
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案

右 国会に提出する。

平成十二年三月十日
内閣総理大臣 小淵 恵三

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、会社の分割が行われる場合における労働契約の承継等に関し商法(明治三十二年法律第四十八号)及び有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の特例等を定めることにより、労働者の保護を図ることを目的とする。(労働者等への通知)

第二条 会社(株式会社及び有限会社をいう。以下同じ。)は、商法第二編第四章第六節ノ三及び有限会社法第六章の規定による新設分割又は吸収分割(以下「分割」という。)をするときは、次に掲げる労働者に対し、商法第三百七十四条第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。)(分割計画書又は商法第三百七十四条ノ十七第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。)(分割計画書等)を提出する。

知しなければならない。

一 当該会社が雇用する労働者であつて、設立会社等に承継される営業に主として従事するものとして労働省令で定めるもの

二 当該会社が雇用する労働者(前号に掲げる労働者を除く。)であつて、当該分割計画書等にその者が当該会社との間で締結している労働契約を設立会社等が承継する旨の記載があるもの

2 前項の分割をする会社(以下「分割会社」という。)は、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第一条の労働組合(以下単に「労働組合」という。)との間で労働協約を締結しているときは、当該労働組合に対し、分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前までに、当該分割に関し、当該労働協約を設立会社等が承継する旨の当該分割計画書等中の記載の有無その他労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

3 商法第三百七十四条ノ六第一項及び第三百七十四条ノ二十二第二項の場合における前二項の規定の適用については、第一項中「承認する株主総会又は社員総会(以下「株主総会等」という。)(会日の二週間前までに」とあり、及び前項中「承認する株主総会等の会日の二週間前までに」とあるのは、「が作成された日から起算して二週間以内」とする。

第三条 前条第一項第一号に掲げる労働者が分割会社との間で締結している労働契約であつて、分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載があるものは、当該分割計画書等に係る分割の効力が生じた時に、当該設立会社等に承継されるものとする。

第四条 第二条第一項第一号に掲げる労働者であつて、分割計画書等にその者が分割会社との間で締結している労働契約を設立会社等が承継する旨の記載がないものは、同項の通知がされた日から分割会社が定める日(当該分割会社が作成した分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前の日から当該会日の前日までの日に限る。次項及び次条第一項において「期限日」という。)までの間に、当該分割会社に対し、当該労働契約が当該設立会社等に承継されないことについて、書面により、異議を申し出ることができる。

2 分割会社は、期限日を定めるときは、前項の通知がされた日と期限日との間に少なくとも十三日間を置かなければならない。

3 商法第三百七十四条ノ六第一項及び第三百七十四条ノ二十二第二項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該分割会社が作成した分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前の日から当該会日の前日までの日」とあるのは、「新設分割にあつては商法第三百七十四条第二項第八号に該当する日の前日までの日、吸収分割にあつては同法第三百七十四条ノ十七第二項第九号に該当する日の前日までの日」とする。

4 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、商法第三百七十四条ノ十第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。)(又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。)(規定にかかわらず、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約は、分割計画書等に係る分割の効力が生じた時に、設立会社等に承継されるものとする。

(その他の労働者に係る労働契約の承継)
第五条 第二条第一項第二号に掲げる労働者は、同項の通知がされた日から期限日までの間に、分割会社に対し、当該労働者が当該分割会社との間で締結している労働契約が設立会社等に承継されることについて、書面により、異議を申し

利のうち設立会社等が承継する部分を記載する

2

分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当該部分の全部又は一部について当該分割会社と当該労働組合との間で分割計画書の記載に従い当該設立会社等に承継させる旨の合意があったときは、当該合意に係る部分は、商法第三百七十四条ノ十第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。)又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。)の規定により、分割計画書の記載に従い、当該分割の効力が生じた時に、当該設立会社等に承継されるものとする。

3

前項に定めるもののほか、分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該分割会社との間で締結されている労働契約が設立会社等に承継されるときは、商法第三百七十四条ノ十第一項(有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。)又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項(有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該分割の効力が生じた時に、当該設立会社等と当該労働組合との間で当該労働協約(前項に規定する合意に係る部分を除く。)と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなす。

(労働者の理解と協力)

第七条 分割会社は、当該分割に当たり、労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得よう努めるものとする。

(指針)

第七條 労働大臣は、この法律に定めるもののほか、分割会社及び設立会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

(別紙)

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 合併・営業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者の保護に関する諸問題については、学識経験者を中心とする検討の場を設け、速やかに結論を得た後、立法上の措置を含めその対応の在り方について十分に検討を深めること。

二 企業組織の再編のみを理由として労働者を解雇することができないとする確立した判例法理の周知徹底を図ること。

三 企業組織の再編のみを理由とした解雇の未然防止に努めるとともに、解雇をめぐる個別の紛争が生じた場合においてその迅速な解決を促進するための制度の整備及び施策の充実を図ること。

四 会社の分割に当たり、事業主が本法律の趣旨と内容を踏まえ、労働者との協議を行うことを促進するための施策を講ずること。

五 会社の分割に伴い企業を移籍する労働者については、本人の意思が十分に尊重されるよう、民法等の趣旨を踏まえ、その周知徹底を図ること。

六 会社の分割を理由とする一方的な労働条件の不利変更はできないことを指針に明記するとともに、その周知徹底を図ること。

七 本法第八条の指針の策定に当たっては、労使を含む検討の場を設け、その意見を踏まえて策定すること。

衆議院會議録第二十七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三六 四七 されたいる。 されている。

三六 四七 所得制度 所得制限

同 第二十八号中正誤

ベシ 段行 誤

三六 三三 正

三六 三三 (行頭を二文字下げる)

三六 三三 運用 運用

三六 三三 法定代理 法定代理人

三六 三三 資金調整 資金調達

三六 三三 三ページ三段、二五行から二七行までを削る。